

(議事録)

佐野部会長               では、委員の皆様おそろいになりましたので、これから第2回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、事務局から出席状況について、報告をお願いいたします。

賃金室長補佐           報告いたします。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

佐野部会長               ありがとうございます。

委員の3分の2以上が出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。

本部会は、専門部会運営規程第7条第1項ただし書及び第8条2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当するものとして、会議は非公開とし、議事録は中央最低賃金審議会に準じた取扱いで後日公開していくことといたします。

また、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員さん、使用者側は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、配付資料の確認をお願いいたします。

賃金室長                 本日、専門部会においては配付資料が3点ございます。

1点目が法人企業景気予測調査、No.2がさくらレポート、No.3が四半期経営動向調査となっております。

不足の方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようであれば、私から簡単に概要を読み上げという形で説明させていただきたいと思っております。

まず、No.1の法人企業景気予測調査の埼玉県分です。

開きまして3ページ目ですけれども、埼玉県に関しまして、企業の景況に関して読み上げをいたします。

令和3年4～6月期の企業の景況判断BSIを見ると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が縮小している。これを規模別に見ると、大企業、中堅企業、中小企業、いずれも「下降」超幅が縮小している。また、業種別に見ると、製造業は「下降」超幅が縮小、非製造業は「下降」超幅が拡大。先行きについて、大企業、中堅は7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は、10～12月期に均衡となる見通しとなっております。

続きまして、6ページ目になりますが、企業収益のところを読み上

げさせていただきます。

令和3年度の売上高は、全規模ベースで前年比2.9%の増収見込み、経常利益は同1.2%の増益見込み。売上高は規模別に見ると大企業が同3.6%、中堅企業は同1.8%、中小企業は同0.3%の減収見込みとなっている。業種別に見ると製造業は同3.6%、非製造業は同2.7%の増収見込みとなっている。

経常利益を業種別に見ると、大企業は同1.3%、中堅企業は同2.8%の増益見込み、中小企業は同9.2%の減益見込みとなっている。規模別に見ると、製造業は同17.0%の減益見込み、非製造業は同10.2%の増益見込みとなっている。

設備投資に関しまして、3年度は増加見込みという概要になっております。3年度の設備投資は、全規模・全産業ベースで前年比7.9%の増加見込みとなっております。これを規模別に見ると、大企業は同5.9%、中堅企業は同30.2%、中小企業は同15.8%の増加見込みとなっている。業種別に見ると、製造業は同7.2%、非製造業は同8.2%の増加見込みとなっている。

3、雇用に関しまして。現状判断は「不足気味」超幅が拡大ということで、令和3年6月末時点の従業員数判断BSIを見ると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が拡大、これを規模別に見ると、大企業は「不足気味」超幅が縮小、中堅企業、中小企業は「不足気味」超幅が拡大。また、業種別に見ると、製造業、非製造業とも「不足気味」超幅が拡大している。先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業、いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

8ページ、4番、国内の景況。令和3年4～6月期の国内の景況判断BSIを見ると、全規模・全産業ベースで、「下降」超幅が縮小。これを規模別に見ると、大企業、中堅企業、中小企業、いずれも「下降」超幅が縮小。また、業種別に見ると、製造業、非製造業とも「下降」超幅が縮小ということです。

5、設備判断。令和3年6月末時点の設備判断BSIを見ると、全規模・全産業ベースで「不足」超に転じている。これを規模別に見ると、大企業は「過大」超、中堅企業は「過大」超幅が縮小し、中小企業が「不足」超に転じている。また、業種別に見ると、製造業が「不足」超に転じ、非製造業は「不足」超幅が拡大している。

以上が簡単ですが、法人企業予測調査の読み上げとなっております。

続きまして地域経済報告、さくらレポートを読み上げさせていただきます。

開きまして1ページ目、関東甲信越になりますけれども、4月判断がサービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調として持ち直しというところから、7月はサービス消費を中心に引き続き厳し

い状態にあるが、基調としては持ち直しているということになっております。

19ページ、関東甲信越地域の金融経済概況を読み上げさせていただきます。

全体感としては、関東甲信越地域の景気はサービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。公共投資は高水準で推移している。輸出・生産は増加を続けている。また、企業の業況感は改善している。設備投資は全体として持ち直している。個人消費は感染症の影響から、サービス消費を中心に下押し圧力の強い状態が続いている。この間、住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、弱い動きが続いているということです。

各論の下線を簡単に読み上げさせていただきます。

1、需要項目別動向。公共投資は、高水準で推移。輸出は、増加を続けている。設備投資は、全体として持ち直している。個人消費は感染症の影響から、サービス商品を中心に下押し圧力の強い状態が続いている。

2、生産。生産（鉱工業生産）は増加を続けている。

3、雇用・所得動向。雇用・所得情勢は、弱い動きが続いている。

4、物価。消費者物価の前年比はマイナスとなっている。

5、企業倒産。企業倒産を見ると、件数、負債総額ともに低水準で推移している。

6、金融情勢。預金動向を見ると、残高は個人・法人預金とも高水準で推移しているものの、前年比プラス幅は前年の大幅増加の反動から縮小。貸出し動向は、残高は法人向けを中心に高水準で推移しているものの、前年比プラス幅は前年の大幅増加の反動から縮小となっております。

後ろのほうに参考計表として、百貨店、スーパーやコンビニエンスストア、その他、自動車登録台数などの経年的な動きを資料として載せております。

続きまして、資料No. 3が埼玉県四半期経営動向調査になりますけれども、23ページの特別調査で、雇用者数の過不足感、及び新型コロナウイルス感染症の影響について概要が記載されておりますので、読ませていただきます。

雇用者数の過不足感について。雇用者数の過不足感は、「適正」の回答割合が66.7%と最も高かった。また、2年ぶりに「不足」23.3%が「過剰」10.0%を上回った。「適正」の回答割合について、正規社員70.0%が非正規社員76.1%を下回ったのに対し、「不足」は、正規社員21.2%が非正規社員16.2%を上回った。今後の雇用者数の見込みは「ほぼ増減なし」の回答割合が75.7%で最も高く、「増加見込み」が14.7%、「減少見込み」が9.6%であった。

新型コロナウイルス感染症の影響についてです。新型コロナウイルスの経営への影響について、「マイナスの影響が続いている」の回答割合が56.6%で、前回調査の67.1%から10.5ポイント減少。「影響はあったが、既にコロナ前の水準に回復」の回答割合は11.1%。「マイナスの影響が続いている」と回答した上位3業種に関しまして、製造業の場合ですと、繊維工業、印刷業、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、非製造業は飲食店、卸売・小売業、サービス業。県に対する支援に関しましては、制度融資の拡充、休業、営業時間短縮等への支援、雇用調整に関する支援の順に多かったということです。

以上、簡単ですけれども、四半期の読み上げをさせていただきました。

8月から業務改善助成金が使いやすくなります。業務改善助成金が拡充して、新設の45円コースができたことをお知らせします。以上です。

佐野部会長

ありがとうございました。今の資料の説明に関しまして、何か御質問等がございますか。

特段ないようでしたら、審議を進めるときに質問等がございましたら、その際をお願いいたします。

それでは、議題1に移らせていただきます。埼玉県最低賃金の改定についての審議でございます。まず、本日の協議形式ですが、昨年度は全体協議からスタートして、行けるところまで行ってから個別協議に移行しましたが、今年もこの進め方でよいでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

昨日の専門部会では、労使の代表の方から、今年度の審議を進める上で、基本的な考え方を説明いただきました。簡単に申し上げますと、労側の柿沼委員さんからは、戦略対応合意の1,000円に近づくような、今年28円の合意で、しかも地域間格差に関しては28円で全国一律になっているわけで、特段申し上げることはないというような御説明でございました。そういう理解でよろしいでしょうか。

柿沼委員

そこでいくと、今回の目安を尊重するという事……。

佐野部会長

はい、目安を尊重するという事ですね。

柿沼委員

あと、今回の目安の中のメッセージとして、地域間格差の是正が強くあると捉えておりますので、そこについても金額の中で考えていきたいと。

佐野部会長

続いて、使側代表として廣澤委員さんからは、正直言って28円は予想を上回るような水準での目安金額になったということと、それから、審議を進める上で28円の根拠が分からないので、その辺を明らかにしてから進めたいと。今のところのスタンスは前年度並みかというような御発言がございましたけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

廣澤委員

そうですね。

佐野部会長

代表しておっしゃっていただいておりますけれども、今日は実質討議の初日でございますので、ここに出席されている全員の方々から、率直な御意見を賜りたいと思っております。新しく委員になられた方がいらっしゃると思っておりますので、僭越ですけれども、私からお話しさせていただきたいと思っております。ある程度のスタンスが分かるかと。今回、全員ということは公益も含めて、皆さんに発言していただきたいと思っております。

最初に、会長としての立場のお願いというか、要望をお伝えします。埼玉県最低賃金審議会のこれまでの委員の共通な理念というか、そういうところが私はある程度つくられてきているのではないかと思います。その一つは、過去、白丸（事務局注：「白丸」とは、全会一致という意味）で来ているということです。これはほかの地賃にはないようなことでございます。その伝統は可能な限り守っていただきたいと私は希望しています。

それともう一つ、昨年、中賃から金額の提示がなかった中、埼玉の地賃としては、労使相互が相手の立場を考えて審議を進めていこうじゃないかというところが、言いたいことはいろいろと数々あるけれども、それぞれの立場もあるし、状況も置かれたところを斟酌して考えていこうということがある程度合意になったのかと思っております。

ですから、この2つの考えを今年もぜひ守っていただいて、審議を進めていただけたらと思っております。これが会長としてのお願いでございます。

それから個人的なことを申しますと、私は公益委員ですけれども、公益委員だからといって、中賃の考えをそのまま踏襲するということでは必ずしもございません。金額については、私はそもそも最低賃金の考え方としては、日本の最低賃金は低過ぎると、それは実感しております。恐らく年金においても年間200万ぐらいだと思わなければならないけれども、皆さんはほとんどの方がまだ年金を受けていないと思うのですが、私の父なんかの段階だと、年金も40年以上勤めている人だと企業年金、通常の年金、新たな追加的な年金がなくても年間300万ぐらいはもらえたという時代が多分あったと思うんです。それプラス

の退職金を含めて、年金制度が創成された頃を除きますと、最近では年金の額も少なくなっていて、20万前半とかいうことになって、国民年金の人はなかなか、もう7万ちょっとで。途中で退社したりすると、本当に200万ももらえれば年金は多いほうなんだというのが現在の数字です。

私も歳も歳ですから年金を受給していますけれども、多分、年金だけだとやっていくのはもうきついんじゃないかと実感しています。そういうのが最低賃金の水準だと考えていただきたいと。なかなか実感されていない方が多いかもしれませんけれども、私は年金だけで生活しているわけではないですが、年金だけで生活する人を考えると、これは結構きついなと。よほど過去の蓄え、前に何かレポートがありましたね。老後になったら年金だけだと3,000万、4,000万とかを必要としますと、ぜひ3,000万ぐらいは蓄えておいてくださいというようなのがありますけれども、最低賃金に関わる人たちの賃金ももし年金に近いところにあるとすると、しかもそれが主たる人たちですと。将来お金を蓄えていてくださいということもできないというのが、現状かなと思っております。自分が年金を受給するようになったときに思い当たるようなことを感じましたので、発言させていただきました。

この最低賃金というのは、ここにいらっしゃる方々は頭では理解されているけれども、実際にはそういう状況になってないと思うんです。それはいいことだと思うのですが、ただ実感する人、私もはっきり言って実感はしていないけれども、この額だけを見ると、ああ、そうだなという感じはします。そういう意味では、日本は最低賃金を少し上げていかなければいけないと。自分としては1,200円ぐらいまで上げていかなければいけないのではないかと考えているんですけれども、問題はスピードです。それぞれの時の景気変動だけではなくて、今回のパンデミックみたいなことになると、そのスピードをどう捉えていくかというのがあるかと思っています。

そうした中で今年に関して見ると、金額的に乱暴だったかと。今年だけではなくて去年も含めて、本当は2年で考えなければいけないと。去年ははっきり言って、私、中賃の見解には失望しました。幾ら何でもこういう状態であっても、たとえ1円でも2円でも方向性を曲げてはいけないと思っていました。少なくともいいんです。ただ、ゼロ回答ではなくて、日本としては考えていくべきだというメッセージが欲しかったと思っています。いろいろと金額的な考えをなかなか出さない中で、恐らく去年の分も入れたとか、過去の3%を取り入れたとかいろいろあったのかと思うんですけれども、この2年間を考えると少し残念だったと思っています。

細かいことを言いますと、金額のベースが出されていないと。これ

は本当に残念です。地賃と中賃との関係でいきますと、中賃で目安をやりますと。地賃の審議において初めて審議会で答申を得て、一定の期間をもって、それに異議がなければ執行されるという建前でありますから、私どもの審議会としても中賃が目安金額を出してくれることは非常にありがたく思っています。ただ、議論が逼迫しているときに、具体的な金額をどういう考えで出しているのだと。法手続きのメッセージで言いますと、理由として妥当かどうかは別として、上げたいというメッセージはあります。だけど具体的に幾らまで上げるかというのは人の取り方であって、その根拠が本来は示されないと本当はいけないのではないかと。

私は公認会計士をしておりますけれども、数字を出すからには責任があると思います。説明責任を果たさなければいけないし、今、透明性が要求されている中で、それが残念なので、今回は無理としても、説明ができる範囲内で「具体的にこうなりました」ということをしていただきたいと思っています。

それと、細かいのが7項目ぐらいありました。景気はどうかということもありまして、今、事務局からいろいろな経済の数字を説明していただきました。ここで気をつけなければいけないことを申し上げたいと思っています。気をつけなければいけないというのは、コロナが始まって、数年前と違って日本の政府、厚生労働省も含めて、緊急対応でよくやっていると思います。そのおかげでもって失業者があまり顕在化していないと。

昨日の朝日新聞を見ていると、雇用調整助成金がもう4兆円を超えてしまっていると。年内にいくと5兆円になってしまうだろうと。5兆円の規模はどういうことかということ、今年度の日本の防衛予算が5兆3,400億円強です。国防は日本のGDPの大体1%ぐらいという考え方がほぼありますので、大体それになってしまうと。5兆円というのはかなり大きい金額です。そういう金額を投入して雇用を支えているということが1つと、もう一つはいろいろな企業が資金繰りに窮しているというので、これも緊急融資とかいろいろやっています。無担保融資です。無担保融資ですから、いつかそれが厳しい取り立てになると、利息はどうなる、低利だと思っんですけども、返せるかどうか、ある程度条件があれば貸しているような状況でございますので、ここでも金融界出身の方には釈迦に説法かもしれませぬけれども、個々の銀行では最悪に備えて、貸倒引当金の積み増しをしていると思うんです。

そういう状況が今の日本で、国が何とかするという意向を持ってやっていたから、倒産件数も前より減っていますねとか、失業者もあまり出ないでいますよねとか、雇用が意外と逼迫しているというのがあると。このような一種の社会的なセーフネットがなかった

らどうなるかといったら、失業者が増えて、今の雇用状況はこの数字と全然違いますよ。倒産件数も。数字を捉えるときに一番いけないのは、これは出ただけの数字ではなくて、背景をよく考えていただかなければいけないと。私は会計をやっているからよくそれは理解しているんですけども、この数字の裏側には何もないのか、何か影響していることがあるかというのは見極めなければいけない。いろいろ説明していただいたときの数字はそういう前提がある数字だということをよく理解して、審議を進めていただきたいと思います。

ですから、中賃の中で失業者が減っていると何かいろいろと書いてありますけれども、それははっきり言って、国がちゃんとしかるべきことをやっているからです。やった末がこれなんです。新聞によりますと、最低賃金が上がったので、助成金をそれを維持するために縮小する方向をまた少し戻して、前と同じようにやっていきますという方針に切り替えたとかありますので、この財政投資のツケはどこかでまた増税として跳ね返ってくるのかと私は思っています。通常の常識から見ても、お金を投入することはそんなに長くは続かないですね。そういう将来の影響も考えていったとき、どういう金額であるべきかということになるのかと思っています。

元に戻りますけれども、最低賃金は上げたほうが良いと私は思いますので、去年と今年の、確かに去年は、本音から言ったら10円ぐらい上げたほうが良いのではないかと私は思っていました。今年も同じ金額ぐらいはやらなければいけないのかと。トータルでいくと、20円ぐらいは2年間でちゃんとやらないといけないのかとは思っていました。それより多いかもしれませんけれども、基本的には中賃の答申をある程度考えていかざるを得ないかと思っています。ただ、残念なのは、中賃はいつも参酌しながらとか、地賃の審議の状況をよく見えますよとか、何かそのようなコメントですけれども、そこまで期待するのだったら、ちゃんと自分たちの説明責任を果たせと、そういうことは申し添えたいと思います。長くなりました。

それでは、本来は専門部会の委員さんから、その後オブザーバーの委員さんという形で発言をお願いするのが筋かと思うのですが、私から見てそういうふうなのがなかなか難しいものですから、申し訳ないですが、使側の並木さんから順次言っていただいて、その後、労側の松村さんからおっしゃっていただいて、最後に私以外の公益の方々に一言おっしゃっていただきたいと思います。

率直なご意見をお願いします。

並木さん、お願いいたします。

オブザーバー並木 まず、今回は参加させていただき、本当に初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

総論としては、今、佐野部会長が言われたとおり、最低賃金を上げていくセーフティーネットとしての機能を果たしていく必要があるだろうと。諸外国から比べても低いというのは私も理解しております。ただし冒頭、我々の廣澤委員からもありましたとおり、28円の目安というのは、私自身も今回初めて参加させていただいた中で少しびっくりしております。その28円の根拠を知りたいというのは、まさに今回、どうやって28円が出てきたのか。全く根拠がない政治的な数字なのかどうかも含めて、それを理解できないと、我々も判断ができないかと。中賃のほうはそれはそれで28円の目安と、我々は我々で、過去、労使一緒に議論してきたこと、ある程度の理屈、道理がどう絡むのかというのが今回のポイントなのかと感じております。

それと一番心配しているのは、一挙に28円上げること。総論とは別に各論からお話しさせていただくと、28円の目安を尊重するということ。もし埼玉県 lowest賃金が956円になった場合の、昨日頂いた資料等を見させていただくと影響率が19.3%、これが影響率が高いか低いかというのは人によってあれでしょうけれども、私は19.3%も影響があるのかと。商工会議所のコメントでは「経営者の心が折れる」とありましたが、最低賃金、雇用者をいっぱい雇われている方たちの経営者の心は、28円一気に上がるというのは、確かに心が折れるのかなという実態も踏まえながら、今回、議論させていただいて、埼玉県として回答を出していきたいと思っていますので、本当に意見、今の状況の感想ですけれども、以上です。

よろしく願いいたします。

佐野部会長

ありがとうございました。

続きまして、須藤さん、お願いします。

オブザーバー須藤 須藤でございます。よろしくお願いします。

最低賃金につきましては、基本的には長期に見て上昇アップをきちんと進めていくべきだと考えております。また、最低賃金を上げることによって、地域間格差の是正に向けた動きに効果があるというのも理解しているところでございます。

ただ、今回のコロナ禍の状況におきますと、K字回復というんですか、アルファベットのKの字ですけれども、一定方向ではなく、いい業種、いい会社もあれば、右下に下がっている会社もあるという特殊な動きをしたところがあると思います。また、今、緊急事態宣言も出ておりますし、昨日、今日も増えているということで、その収束のめどが立っていないところです。この休業要請、特に飲食店等は経済活動が抑制されている状況であるということです。また、ワクチンも供給量が抑えられているような話もありますし、全体的には先ほどの説

明にもありましたとおり、上向きに行くのかというのはありますけれども、それがいつ頃までにどうなるかというのが見えてないのかと感じております。

そんな中で、最低賃金は全ての企業に一律に、強制的に適用されるということで、先ほどのK字回復の右下のところにも適用されるというように、強制力を強く持っております。こういう形で無理やりになされますと、勤務時間や雇用の調整みたいところに行くおそれもあるのではないかと考えております。

ということで、まずは事業の存続と雇用の維持を中心に、単価については現行水準を維持していく形で、生産性が上がって、収益が上がって、経済が上に行って、そこで生まれたものを賃金、設備投資、貯蓄等に分配していくという順番が正しいのかと。先に金額、上げる額にもよりますけれども、中央で議論されたような金額は先に上げるのがありきで、収益とかその辺の部分を後回しにするというのは順番が違うのかと考えているところが全般的な話でございます。以上です。

佐野部会長

よろしいですか。次に石井さん、お願いします。

オブザーバー石井 石井です。よろしく申し上げます。本格的に今年から初めてここに参画させていただきます。よろしくお願いいたします。

今も話が出ましたけれども、中賃で出た28円という大きな目安については、非常に驚きを禁じ得ないというのが率直な意見です。コロナ禍を昨年から引きずって、また今、新たな拡大の局面を迎えているという中で、先行きコロナの影響はまだまだ続くという感じを受けております。

先ほど佐野部会長からお話があったとおり、今、景気動向調査を見ると、ある程度改善の兆しが少しずつ見られると。まだ底堅い、難しいところはあるけれども、明るい兆しが見られるところもあります。確かに国、県、市町村の支援金、協力金等の政策的な支援のおかげで非常に助かっているところはあると思います。雇調金の活用については8割ぐらい使っているところがあるとの調査結果がありました。当初、使い勝手が悪いとか、なかなか手続きが難しいとかありますけれども、その後改善していただいて、かなり利用してそこで雇用を維持してきたところがあります。

さらに、特別の金融政策を打っていただいて、今までにない無担保・無利息で、据置期間をもって、今は運転資金に回していると。これが3年近くなって元本返済期を迎えたときに、またどのような経営難に陥ってくるかと。その間にこの賃金上昇があったときに、どのようにそこを運営していくかというような大きな課題があろうかと思っております。

また地域の、こちらは商工会地区ですから、小規模な、小さいとこ

ろが多いのですが、まず経営者の考え方としては、時給1,000円、最低賃金1,000円というのは前々から話が出ていて、ある程度そういう方向に行くところについての覚悟というか、そのような一定の理解はあろうかと思います。ただ、どういうステップを踏んでそこに持っていくかというところは自分の経営上の折り合いがあると思うので、今回の数字は、すぐに対応できるのかどうかと不安を感じているところがあるようです。

賃金が上がった場合でも、雇用を維持したいという経営者側の基本的な理念があると思います。ただ、あまりにも大きく金額が上がってきたときに、じゃ、どう会社を回していくかというときに、価格の転嫁はなかなか難しいと。そのとき、ある程度の中規模の企業では、雇用を維持するためには設備投資をまず削ってやっていくという回答が結構多いんです。そうすると、そこに企業の成長力とか、生産性を上げるという阻害要因になってきて、将来的にその辺の経営上の不安定さが出てくるのではないかと危惧するところがございます。

その辺についていろいろ難しい点がありますけれども、今、コロナでまだ先行きが見えないという状況にある中において、果たして28円で耐えられるのかどうかと、いろいろな問題を含めて、危惧しているところがございます。ただ、全体的に上げていくという基調については、一定の理解はできていると思っております。以上です。

佐野部会長

ありがとうございます。続いて、山崎委員さん、お願いします。

山崎委員

私は一民間企業の社員でおりますので、率直に申し上げたいことがあるんですけども、私どもの会社はビルメンテナンスをしております。昨日、いろいろ皆さんからお話がありましたとおり、ビルメンテナンス業、清掃、警備とか、最低賃金で雇用していらっしゃる方が非常に多いです。去年は本当に2円だったのですが、その前年は約3%が10月に上がってきているという中で、昨日会長から、原材料は価格に転嫁できるけれども、人件費は転嫁できないではないかというようなお話もありました。我々も病院等で働くエッセンシャルワーカーですから、正直、今、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高くなりまして、雇用の安定は非常に厳しくなっています。まして、またいろいろな業界、飲食業、旅館業、娯楽関連といった業界から、委託金の減額要請といったもので、今後も低価格がさらに続いていくのではないかという中で、賃金だけが上がっていくという実情の中で、それをどう価格転嫁していくのか。そこを我々の中で考えていかないと、中小企業ですから、価格転嫁していかないと企業の存続にも関わりますので、そういった点が今後の我々の課題かと思えます。ただ、できればなるべく上げてほしくないというのが実感でございます。以上です。

佐野部会長 最後が聞きとれなかったのですが、できれば何でしょうか。

山崎委員 できれば最低賃金はなるべく高くない方がいいというのが実感です。

佐野部会長 上げないほうがですか、分かりました。次に嶋田委員さん、お願いします。

嶋田委員 嶋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私も一企業から参加させていただいているわけですが、基本的に最低賃金を上げていくという方向性はもう世界の流れであり、日本の最低賃金は比較感としては非常に低いので、もう上げていくべきだろうと思っておりますが、それが今なのかということと、上げ幅の問題かと思えます。私も28円と聞いたときには「え？」という感じで、あまりの大きさに驚いたのが実感でございます。

今、マクロのファンダメンタルズのお話が結構ありましたけれども、K字型になっていると思えます。当然ですけれども、下に振れている企業、宿泊、飲食とか、そういう業種を対象にして考えていかないといけないと考えます。業績の良いところは最低賃金に関係なく、賃金を決めていただければそれはそれでいいわけなので、業績の悪い業種・企業について見ていかないといけないだろうと考えます。それについて28円はあまりに大きいのではないかと。そういう意味では、数字の根拠はどうしても知りたいというような気持ちでございます。

それで、私も前に人材派遣・紹介の会社に在籍しておりましたけれども、派遣社員の話になってしまいますが、労使協定方式というので4月1日から、正社員との格差を是正していくために時給を調整していくんですけれども、この4月も20社に「賃上げしてください」と言っても、了解してくれるのはせいぜい5社ぐらいです。それも10円ぐらいの幅の話ですけれども、今回は28円なので、非常に大きいという感覚を持っております。

あとは最低賃金が上がれば、それに従って正社員を含め全般的に時給の上昇バイアスがかかってくると思えますので、このバイアスも28円からすると結構大きいと思って、先ほどから出ておりますけれども、企業の存続とか、雇用を削減するとかいう動きに強いインパクトになるのではないかと私は危惧しているところでございます。以上です。

佐野部会長 ありがとうございます。使用者側の最後になりますけれども、廣澤委員さん、お願いします。

廣澤委員                    いいですよ、皆さんもう言ったので。

佐野部会長                よろしいですか。それぞれ皆さんに言っていただいて、後で御質問とかあればお願いしたいと思います。最初に御意見を賜りたいと思いますので、労側から、松村さん、お願いします。

オブザーバー松村    松村と申します。今回初めてこういった委員会に参加させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は労働側ということで、JAMという組織に所属しています。個別の話になって恐縮ですが、JAM埼玉としては99、約100社のそれぞれの企業の労働組合が加盟している組織で、その中で私は約30社の企業の労働組合を担当し、毎日いろいろと各企業を訪問しながら、また労働組合の役員の皆さんとも話をさせていただいています。

企業規模も1,000人規模からそれこそ10名ぐらいの規模の企業ということで様々でして、労働組合といえども、活動そのものも含めていろいろと差があります。そういったところと日々いろいろな話をさせていただいていますが、そういった中で規模の差があるにしても、例えば春闘においても、組織労働者として会社と春闘交渉することによって、一定の賃上げが実行されているのが実態であります。

また、その中でも労働組合が組織化されていない、企業としての労使交渉ができない労働者というの、組合以上にたくさんいらっしゃるのが実態です。先ほど言いましたある一定の組織労働者については、毎年毎年、金額に差はあれ賃上げがされている中で、一方では同じ職場で働いている労働者、交渉することができないような労働者が置き去りといひますか、ベースとしてはそういう状況になっているのが現実であります。そういったところの底辺を支えるといひますか、そういった意味では、最低賃金のベースをある一定の水準まで上げていく必要があるだろうと考えています。

そして、これは実態としてですが、1つ、例えば新入社員が入ってきたときに、非正規のベテランの方が新入社員に仕事を教えているというの、一方では実態としてありますので、昨今、同一労働同一賃金というようなことも言われておりますけれども、そういった意味でも、どこまで上げていくかはいろいろ議論があるにしても、最低賃金をこういう形で上げていく必要はあるだろうと思ひているところであります。以上です。

佐野部会長                ありがとうございます。その次に近藤さん、お願いします。

オブザーバー近藤    私は今年から審議会委員となっております電機連合から来ておりま

す近藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、この最賃の委員になるに当たり、審議会に入るに当たり、埼玉県は全会一致、白丸の文化を非常に大事にしてきたというのを前任からも聞いておりまして、そういった意味で、公も含めて、労使でそれぞれ意見が違おうと思っておりますが、ぜひ尊重した意見を私も意識しながら、一緒に論議できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最賃の思いについては、労働組合ということもありまして、早期に最低限でも1,000円はという思いは当然あるところでございます。個人的な思いも踏まえて言えば、最近では格差、今回の地域間格差、全国一律といった形で是正を求めておりますが、個々の働く人々を見ても、格差が少し大きくなってきているのではないかと感じる場所もあります。先ほど言いましたように、非正規で働く方々が年収200万円以下で実際に働いている。非正規と非正規の方同士が結婚しても、なかなか子供すら望めないといった実情があるのも踏まえると、セーフティーネットという考えも当然ありますし、非正規の底上げも非常に考えていかないといけないと思っております。

また、セーフティーネットという観点だけではなくて、特にこれは難しいのですが、比較的収入の低い方が収入が上がった場合、それはほぼ消費に回るということも様々な統計で見られていることから、経済の好循環に寄与する影響も大きいのではないかと個人的には思っております。そういった意味でこの最低賃金、こちらに期待されている責務、役割は大きいのではないかと思っておりますので、早期な引上げというのは、いろいろな事情もございまして、それも1つの考え方として前向きに考えていく必要があるのではないかと思っているところでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

佐野部会長

ありがとうございました。続いて菊地さん、お願いします。

オブザーバー菊地 菊地でございます。出身と申しますか、基幹労連と申しまして、船・鉄・非鉄の合併と申しますか、そちらの県本部の事務局を仰せつかっております。

最賃の考え方ですけれども、組合ということもありまして、中賃の額と申しますか、結果を尊重したところがベースにございます。私は組合の執行役員ではございますが、組合組織を持っていない労働者に対しての議論がこの本審の場とも思っておりますので、そこのところでいきますと、組合以外、組合員以外の労働者に対してのケアと申しますか、その辺も考えていきたいと。同時に、先ほど佐野部会長がおっしゃったように、要は年収200万で、年金もそれぐらいで、そう

いう立場に立つと難しいよねというところの生活困難者といえますか、その辺もちょっとでも救えればいいのかと思っております。

また、先ほど並木さんがおっしゃっていた、要は世界との差、セーフティーネットの差というのは、今回、中賃のデータの中で、海外との比較が示されていて、日本は低いよねというところが示されていて、それはこの地方審議の中で何をどうするのかというのがまだ分からない、まだ解明はできていないですけれども、政府要求が強い中でこういうふうな額が示されたというのもあるとは思いますが、実際にコロナの下でもイギリス、ドイツ、フランスのほうは、今、最賃が1,300円前後で推移しているというのと、そこと比較しても日本は低いよねというところです。海外との差について埼玉県で議論するのとかというところもございしますが、実際、Aランクの東京都が1,000円を超えているところもあるんですけれども、日本のものづくり産業は東京都周りを隣県とした埼玉県、東京都、神奈川県とか、地方もありますが、関東でいけばその辺がAランクということもありますので、海外に向けた審議というわけではないですが、ものづくりを支えている日本の真ん中辺にある埼玉県の賃金の議論というのは、そういうところも見据えてこれから議論を進めていきたいと思っております。

とめどもない思いでしたけれども、以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

佐野部会長

続いて、内川委員さん、お願いします。

内川委員

UAゼンセンの内川と申します。昨年度は本審の委員として参加させていただきました。本年度はこちらの専門部会の委員を仰せつかっております。よろしく願いいたします。

私としましても1,000円以上を目指すという中では、今回の目安28円というのは支持、かつ、先ほど柿沼委員からありましたように地域間格差を是正していきたいという思いがあります。もう一つ、核としてあるのが最低賃金法の第1条です。賃金の低廉な労働者の方の最低賃金を保障するという中で、私はこのUAゼンセンという職を持っている以上、かなり労働相談を受けます。先ほどからも出ておりますけれども、労働組合があるところは労使でしっかりと話し合いができる、労使自治があるということで、自分たちで収めることができるということで、例えば最低賃金に張りついているような会社であっても、そこはしっかりと労使で話し合いをして、最賃以上、例えば最賃プラス1円であれば、それでは組合員が納得しないから附帯要求。例えば昨日もありましたけれども、マスクを支給してくれないか、手袋を支給してくれないか、それを飲んでくれればしっかりと組合に説明ができると

ということで、職場委員会を開いて、組合員の皆さんの承認を取って妥結すると。妥結した以上は、労使一緒になって頑張っていこうとやっているということです。

ですので、そういった意味では労働組合がない方たちというのは、会社との協議もできない。最低賃金、今は928円だからしようがないだろうと。ちゃんとその分、法に従って払っているよと言われたときに、もう5円とかということはなかなか言えない。

あと、労働相談の中で1つすごく印象的だったのが、そういう中で働かれている方で、少しでも1円でも安いマスクを買って、生活に負担をかけないように買ったならそれが粗悪品だったみたいで、かなり薄いマスクだったと。それでもしようがないということで、それをして会社に行ったら、社長から「おまえ、ふざけるな」と。そういうので仕事ができると思っているのか、お客様に迷惑がかかるということで、そんなのでは働かせないよ、ちゃんとしたものを買えと言われて、泣く泣く再度購入したというところもあると。労使自治への機能が働かない、組合がない現場で働く方たちのことを考えれば、しっかりと法で守られる最低賃金が最大のよりどころ、確かに皆さんこの28円はびっくりされたと言われてはいますがけれども、以上のものを私としては何とか求めていきたいと考えております。以上です。

佐野部会長                    ありがとうございます。その次、柿沼委員さん、ございますか。よろしいですか。

柿沼委員                        よかったら先に。

佐野部会長                    二階堂委員、お願いします。

二階堂委員                    私、自動車総連埼玉地方協議会の議長を仰せつかっております二階堂と申します。よろしく願いいたします。私も今回このような場に出るのは初めてということで、よろしく願いしたいと思っております。

私の最賃の考え、思いみたいところで言いますと、今、皆さんからあったように早期1,000円でやっていきたいということで、今回は中賃の審議の内容なんかも踏まえて、しっかり議論していきたいと思っております。

最低賃金のところで言いますと、自動車産業でいきますと、裾野が広いといったところで、また自動車産業なんかでいくと、今は非正規労働者の方がかなり増えてきているという状況になっています。そういうのも踏まえますと、正規の方は春闘なんかでいろいろ対応してきておりますけれども、非正規労働者の方については、最近ではそういうところも踏まえて議論は進めてきておりますが、まだまだ対応がし

切れていないといったことで、同じ作業をしていても、なかなかその賃金が上がらない等々の声が上がっているというのが実態です。

そういうところを踏まえますと、最低賃金をしっかりと議論して対応していくことで、非正規労働者の方々の賃金をしっかり保障していくことも必要だと思っています。先ほど来からあるように、早期1,000円となりますけれども、これでいきますと200万円ぐらいとなったときに、働き手というところで非常に難しさが出てきているということが実態だと思っています。非正規労働者の方も近隣県の最低賃金なんかも見て、働き手が埼玉県にはなかなか残らないというような実態もあると聞いておりますので、そういうところを踏まえて、埼玉がしっかりとやっていく必要性もあるかと思っておりますので、そこについては皆さんと議論して、しっかりと決めていきたいと思っております。

今回、議論のところで、けんけんがくがくとさせていただくことがあるかと思っておりますけれども、そこはしっかりと議論していきたいと思っておりますので、簡単ではございますが、意見とさせていただきます。

佐野部会長

ありがとうございます。それでは、最後になりましたが公益ですけれども、土屋委員さんからお願いできますか。

土屋部会長代理

土屋です。よろしく申し上げます。まず、目安が中賃では示されたわけですけれども、私の感想では、これは新聞報道で言われていたのですが、目安小委員会で異例の採決が行われて、使用者側委員の何名かが反対されたと。また、本審においても採決が行われて、何名かの使用者側委員の方が反対されたと。こういった採決によって決めるというのが異例のことだと新聞では報道されていまして、私は目安というのがこれまで地方最低賃金審議会に示されて、各審議会においてそれを尊重して審議が行われてきたわけですが、それには1点、目安には権威があったというか、重みがあったと。その重みというか権威が、今回の決め方によって結構損なわれてしまったのではないかと考えています。権威の1つがよっているところは、労側と使側で意見は異なっているけれども、その目安について本審に上げて、大臣に答申するということについては、もう全会一致で決めてきたと。そのことが目安に権威を与えて、重みを与える。だから各地方の審議会で、それを尊重した審議がされてきたと思うのですが、今回、こういった形で決められたことによって、その重みというか、権威が結構損なわれてしまったのではないかと危惧しました。

あと、28円という金額ですが、文章では説明もそれほど丁寧に、説得的に示されていなかったような印象も受けたんです。そういう全会一致でないことと、全会でなければ、それなりの説得力を持った説

明をきちんとする必要があると思うのですが、それもあまりなかったような印象を受けまして、この審議会でも大変かなと率直な感想を持ったところでもあります。

ただ、私も皆さん方と同じですけれども、この間、コロナ禍の状況の中で、低い賃金で働く人たちの生活状況が悪化して、度合が深刻化してきたといったことについて、一定の賃上げ、最低賃金の引上げは必要だと考えております。あと、実際28円で大体3%の引上げ率になるわけですが、何かデータをぱらぱらと見て、全く根拠がない3%という数字でもないのかと思うところもあるんです。昨年度、目安は示されませんでした、この審議会では2円という引上げでした。

それで、第四表という有名な表がありますけれども、そこでいろいろな区分ごとに賃上げ率が示されているのですが、その中の一番低い区分で見ると、これが宿泊業、飲食サービス業でパートと。その区分で見ると、今年度はAランクですけれども0.2%の賃金上昇率、昨年度が3.3%の上昇率、2年間で3.5%、足し合わせている数字ですが、上がっていると。賃金の低いこの区分が最低賃金の影響を一番受けるかと思うのですが、ここ2年間、実際に一定賃上げがされているようなことを踏まえると、3%程度の最賃の引上げというのもそんなに根拠がない数字ではないのかと正直思っています。

今日これまで最低賃金審議会においては、目安を尊重して行ってきたということで、そのことによって日本における最低賃金制度が円滑に機能してきたという面があるかと思えます。私は先ほど最初のところで、その重みが結構失われてしまったのではないかと言ったわけですが、ただ、今年度の審議においては、目安で示された金額を尊重して審議に当たりたいと考えています。先ほどの繰り返しですが、それほど根拠がない、3%という数字でもないのかと思っております。

佐野部会長

ありがとうございました。次、満木委員さん、お願いします。

満木委員

中賃の目安につきましては、私も、「え？」という感じだったことは確かです。去年がある意味、地方丸投げみたいな感じの中賃の目安というか、そんな感じだったので、全国的に見ても、0とか1とか2とかそんな感じとなってしまったわけなので、今年はひょっとしてそんなに経済状況が上向いているわけではないけれども、2桁に行くのかぐらいは考えていたのですが、それをかなり上回る金額で、しかも全国一律ということだったので、驚いたというのが正直なところなんです。

それで、今回は28円という金額ベースまで出してきたところで、この理由づけも何回か読んでみたのですが、経済的な分析はそうかなというような部分も結構あって、内容とすると、要は平成28年度から令和元年度まで、最低賃金を3.0から3.1%引き上げてきたとい

う実績で、それで言ってみれば何とかなってきたじゃないか、今回も何とかなるんじゃないのというふうな部分はあるのかと読んだし、あとは可処分所得を引き上げれば消費拡大につながるのではないかとか、あるいは非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められているような部分を考慮するとか、早く時給1,000円にしたいという世界の情勢とが、経済情勢はともかくとして政策的にやりたいというような部分が本音なのかと考えました。

なので、埼玉県として白丸で行けるかどうかというのは、ある意味、使用者側の委員さんが、経済情勢はともかく、そういう政策的なものを受け入れてやってみようかと言ってくれるかどうかによるのかと、乱暴な議論ですけれども、そのように思っている次第でございます。以上です。

佐野部会長            ありがとうございます。トリでありますけれども、鈴木さん、お願いします。

オブザーバー鈴木    私は専門部会のオブザーバーですので、感想を述べたいと思います。まず立場としては、継続的な最低賃金の上昇アップが必要であるという立場を取っています。その立場を3つの観点からお話しさせていただこうかと思えます。

現在、コロナ禍であるという説明は要らないと思えますけれども、コロナ禍の中で、国、都道府県、地方自治体、様々な支援策が講じられているのは御存じのことだと思えます。それを見ると、中小企業とか、個人事業主向けの支援の比重が高いのではないかと考えています。もちろん休業補償のように、巡り巡って労働者に回っていくものもあるでしょうけれども、最低賃金で働いている方々に回ってくるかというとなかなか厳しい状況になるかと。そうするとコロナ禍の日本全体の支援策を見ると、低所得者向けの労働者支援は脆弱な状況にあると思っています。そうしますと、何か低所得者向けの経済的な支援というと、最低賃金制度を使った支援が1つ考えられると思えます。もちろん国民一人当たり10万円の給付もありましたし、一人親世帯向けの支援もありますけれども、非課税世帯など本当に厳しい状況にある世帯向けの支援が中心であるというので、そのボーダーラインにある世帯への支援は脆弱な状況にあると思えます。

2つ目は、コロナ禍において子供たちの学習環境が、親の経済情勢によってかなり格差が広がっているというのがあるのではないかと考えています。今、公教育、小学校・中学校は対面の授業を継続していますが、昨年はオンライン化したり、学校を閉めたりしました。そのときに家庭学習ができる世帯とそうでない世帯の格差が生じていて、恐らく今対面になったとしても、その格差が埋まっているとは言えな

いと思います。となると、低取得者向けのそういう世帯にいる子供たちへの学習環境をどう整えていくのか。教育、学校とかいう視点なのかもしれませんが、その親の世帯の経済的な安定が欠くことのできない議論なのかと思っています。

3つ目は、ビジネスの世界ではSDGsという言葉が共通理解されていると思いますけれども、現在、経済の優先だけではなくて、社会と環境の調和が求められている時代だと思います。もちろん経済が安定しなくては、社会、環境もうまくいかないと思いますけれども、経済が弱まっているときに環境と社会を放っておいてもいいかという、そういう話でもないと思います。今、SDGsのホイール（事務局注：SDGs カラーホイールは、SDGs バッジなどで使われる円状のロゴ）をつけているビジネスマンや政治家の方々、また行政マンも多数いらっしゃると思いますけれども、誰一人取り残さない社会を実現すると。その一番の目標が、貧困をなくそうと言っているわけです。貧困をなくすために何ができるのか。経済情勢の厳しさ、使用者側が非常に踏ん張っている状況も分かりますけれども、何か明るい将来に向けての一步として継続的な最低賃金のアップというのは、日本の中で不可欠な要素かと考えています。

28円という金額に対しては、高い、妥当である、様々な意見はあると思いますが、恐らくこの審議会は0円から28円の幅の中でどこかで結審していくのだと思います。私個人としましては、今の3つの観点から、極力は28円に近い金額で結審することを期待したいところです。以上になります。

佐野部会長

ありがとうございました。

いろいろと御意見とか、今後の審議に当たるお考えをお聞かせいただきまして、ありがとうございました。正しいまとめになるかどうか分かりませんが、使用者側委員さんの意見をまとめると、28円というのは驚きだねと。金額的な根拠も必要だよ、なかなか分からないままでは難しいよねと。

石井さんからの話を聞いて、私もそうかと思ったのですが、今、雇用の支援金とか、国のいろいろ諸施策がありますね。これの軟着陸をどこにしていけるのかというのは本当に切実な問題だと思っています。これは一步間違えると、倒産の増大だけでなく、雇用にも影響を与えるというような印象を私は受けました。

あと、経営者としては、ある程度将来を見込んでいろいろと対策をしているのですが、大企業も例外ではないと思うんですけども、特に小規模なところは、急激な賃金の上昇については備えが薄いのかということで、恐らく雇用とか倒産のリスクがありますよということをおっしゃっていただいたのかと思っています。

私の持論ですけれども、従来の高度成長のときはいろいろ販路が拡大していきましたから、賃金は生産量の増加とかで結構吸収できたところがあると思うんですけれども、日本自体が低成長になると、新製品の開発とか新サービスの提供とかがないと、なかなか価格転嫁が難しいというのは十分承知してしまして、使用者側委員さんの考えというのは、自分が思うことと結構共通するところがあるのかと。

嶋田委員さんについても、交渉してもなかなか難しいよねと相手に浸透できないというのは、結局、会社を維持しながらどういうふうに上げていくかというところが求められるわけで、よく日本の最低賃金の3要素というのがありますね。個人の生活、公正競争、それから支払い能力もあると思います。

佐賀大学の丸谷浩介教授のレポートを読ませていただいたのですが、支払い能力についてうたっている国は日本ぐらいしかないんです。あとは純粋に経済的なところとか、政策的に考えているところが多いのかと思うのですが、ただ、私は法律的に支払い能力があることは、どんなところの企業も支払い能力がないから駄目ということではないのかと思っています。正直言って、ある程度健全に経営しているところがやってもこれは難しいよというレベルの支払い能力でないと、賃金が全然上がりませんのでね。使用者側についても、皆さんそれなりの経営努力をされていると思うんですけれども、そういうのは当然求められるところなので、問題は、健全な経営努力をしても、今回、この金額は吸収できないかどうかというところが1つポイントかと思いつながりながら聞かせていただきました。

それから、労側の委員さんにつきましては、恐らく今回の中賃の決定について異論はないのかと思って聞かせていただきました。地域間格差の是正は1つの課題になっていると思いますけれども、中賃の立場はAランク、Bランク、Cランク、Dランク、どこまでそれを追い込めるかというところがある中で、従来と違って一律にしたというのは、恐らく労側としては評価しているのではないかと思います。

あとは、従来から話が出ているんですけれども、労側の立場としては、恐らくここに出ている方たちは労働組合がしっかりして、会社との交渉ができる環境にある方々の代表かと思っているのですが、そうでないところ、菊地さんがおっしゃったところがあって、この最低賃金がもう一つのよりどころになっていることは、これも無視できないことだと思います。

私は究極的には、最低賃金にある労働者を、国策として減らしていかなければいけないのではないかと思います。そういう意味では、最後におっしゃっていただいた鈴木委員さんのお考え、学校の問題とか、あれは本当に切実に考えていかなければいけないので、私も前から思っているところをおっしゃっていただいたので非常にありがたく

思っています。そういうところも本来の最低賃金、地賃の役割を超えて、そういう発言をするのかと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、中賃で気づかない点も、地賃のほうで提言していくのも大事かと思っておりますので、お聞かせいただいたところがございます。

それから、はっきり言って、公益としては立場もでございます。私も含めて立場がございますので、全体として中賃の金額を尊重していきたいということに変わりはありません。今日出席している4名の考え方は、多分そういうことではないかと思っております。

土屋委員さんがおっしゃった、目安の権威が損なわれたのではないかと。今回は理由とかいろいろと説明も説得力がないようなところもあってとおっしゃっていますけれども、私は加えて、正直言って去年もなかったと思っております。何か去年もよく分からないなど、なぜ言えないのかというのがあったところで、そういう意味では、目安の権威が去年辺りから薄れてきて、今年は特に顕在化したのかと思っております。

確かに土屋委員さんも四表について、3.1ぐらいとか何かおっしゃっていました。ただ、土屋委員さんに反論したいところが1つございます。先ほど申しましたけれども、この統計的数字の中には、ある意味だと、国策でいろいろ支援しているところの金額が入ってしまっているんです。だから0.2%だけど、これ、お金をもらっているから、これは0.2%つけることできるよねということも正直に入っているのかも分からないです。こういう何の支援もなくなったときの平の数字は誰も分からないので、ただ、そこが私は今回一番危惧しているところです。従来と同じような線で、数字がこうだからというのなかなか言い切れないところがあるという。むしろ将来的なことを考えると、今回の金額審議会においても、先ほど石井さんがおっしゃっていた制度の軟着陸とか、場合によっては、私はふと考えたんですけれども、今、国でコロナのワクチン接種をやっていますよね。これは今後どうなるのかと。従来のインフルエンザみたいに希望者だけやればいいのか、それともこういうことを各自の負担で最低限年1回、場合によっては2回打たなければいけないのかという、それも誰も分からないわけです。そうすると家庭的、経済的な負担が出てくるところもあったり、コロナ禍で世の中が変わってしまったと。ホームワークとかが出たり、人との接触をしないような活動だけではなくて、いろいろと勤務の状態も変わってきたりする中で、どういう影響が出ているか。一番大きいのは、多分、国の財政に対する影響が非常に大きいと思うので、これが今後どうなっていくのかと。例えば法人税率の引上げ、個人所得税の引上げとか、消費税の引上げとか、どうなってくるかよく分かりません。

そういう将来のことをあまり言うとは審議ができないかもしれません

けれども、取りあえず私が一番感じたのは、消費税も上がり経済的な負担が多くなっている方々の救済をどうしていくかというのと、しかも鈴木さんがおっしゃった、意外とこういうところが忘れられている人がいることではないかということも意識します。そののと、もう1点は、経営者側から見ると、今は何となく国とか地方自治体が支援をやっているところも、雇用を抱え維持しながらどういうふうに向かっているか。そういうことも今度は逆に、使用者側の立場も労側はよく分かっていただきたいというところはございます。

結果的に残念ながら、過去の中賃の目安金額というのは、昔は金額がそんなに大きくなかったから、労使も不満はあるけれども多少はしょうがないよねというところがあったのですが、だんだん金額の幅が大きくなったときに、一方はいいよ、片方は受けられないという傾向が強くなりまして、去年で言えば、使用者側が、ゼロ回答だから、よしよしと。ところが、実際には地方を中心として、それなりに上げたわけですよ。埼玉も一生懸命、皆さんの努力で2円上げていただいて、メッセージは出したかと。コロナ禍でも上げていかなければいけないというメッセージが出たのかと思っているのですが、今年はそれに反して、多分、使用者側の方々、私も含めて労側の方々もそうかと思うんです。あまり経済状況が変わらないわけで極端だよというの、労側の方々に発言は求めませんが、個人個人ではそう思っているところもあるのかと思っています。去年はゼロで。そういう意味では、先ほど土屋委員さんにおっしゃっていただいたような、過去に例のない、採決とか、退席とかっていうのが出てしまったのかと感じます。とても受け入れないよというところが。

まとめさせていただいて、私はそういう印象を受けたんですけども、共通認識は1つございます。労使とも、公もそうですけれども、最低賃金を上げていかなければいけないというのは共通するところです。違いがあるとしたら、労側は早期に1,000円にしたいと。できればそういうふうに向かいたい。使側は経済的な状況とか雇用のことを考えて、そこはケース・バイ・ケースで考えさせてくださいというところが、多分、違ってきているのかということでございます。

恐らく今年の審議のポイントは今申し上げたところ、上げるところは上げるけれども、見解の相違がありますので、そこをどういうふうに向かっているかというのがポイントになるのかと。私は願わくは、国の施策がございまして、確かに消費税も上がったいろいろなあるけれども、使用者側は受け入れていただけるのだったら、できるだけ答申どおり受けていただきたいと希望しています。その代わりに、私は自分でも冒頭言いましたけれども、はっきり言ったら、28円にはとても納得できなかったというのが本音でございますので、そのための附帯的な意見とか要請をつけていただきたほうがいいのかと感じておりま

す。それでも、そんなことよりも、もともとどうしても金額が受けられないのだったら、残念ながら黒丸になることはあるかもしれませんが、私は正直言って、白丸というのは大事にしたいと考えております。

自分のことを言いますと、部会長として、白丸はほっとするんです、労使がいろいろと忌憚のない意見を申し上げて、それぞれの主張をして、折り合えないところがありながらも、最後は全員一致で決めていただくというのは非常にありがたく思っておりますし、感謝しているところです。現状的に難しいのは今申し上げたところでございます。

雑駁なまとめで申し訳ございませんけれども、そういう御意見とか、今、これから審議に向かうときの皆様のお考えをお聞きしたところでございますので、ここで10分間ぐらい休憩させていただいて、また審議を再開させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(休 憩)

佐野部会長

それでは、再開させていただきます。今回、私が部会長として審議にあたり一番悩んだ、私の性格的なことがあって、皆さんに失礼なことをお話するかもしれませんが、使用側から言うと普通は納得しないなど、正直思いました。労側はこれでいいのかなど、単純に納得してはいけないよなど。いろいろ考えると、これは将来、雇用不安とかがあるよと、正直思いました。

だけど、白丸は続けていきたいと考えておりました。白丸を続けるために何がいいのかというのがあったのですが、使側の代表と労側の代表の方々のことを考えると、中賃の金額は、あ、そうですかというわけに普通はいかないですよ。それぞれの考え方をしっかり申し上げ、こういう議論の場で反対だったら反対と明確にしなければいけないと思ひます。でも最後は、私の本音を言ひますと、自分では個人的に納得していないところがあるんですけれども、中賃の金額を東京都も全員一致かどうかということはあるのですが、もう既に審議を終えておひますので、そういうことを考えると、東京都との格差が去年やっと2円縮まったことを考えると、同じ金額で行ってほしいというのはござひます。

ただ、何度も申し上げますが、使側の立場とかをいろいろ考えれば、何も言わないでいいのか、分かりましたということにならないのではないかと思ひ、ですから、先ほどもメモを取りながら、石井さんがおっしゃったような、コロナ後、アフターのところを国がどうひうふうを考えてくれるんだとか。それから、鈴木さんがおっしゃったような、いろいろ家庭での経済的な格差の問題とか、学校の問題というのは、最低賃金審議会のテーマと直接関係ないかもしれませんが、

最終的には最低賃金に携わる人が極力減って行って、しかも使側、労側も、特に使側がその金額を受け入れていける環境をつくっていくのが最低賃金審議会の役割、特に中賃の役割だと思っているんです。中賃、国のほうにできるだけそういう声を上げて、もうちょっと広い思考で考えていただきたいというのが、正直言って、今年度の埼玉の審議会の役割かと思っているところです。

何も無いときにこういう意見を出しても、中央は聞いてくれないんです。今回は地賃の審議はそんなに単純じゃなかったよというのを踏まえて、だけど国の政策とかいろいろあって、我々、協力はしていくけれども、何か注文をつけたいよね、要請をしたいねと。そういうことで最後にまとまっていければと思っています。

今日、最初に皆さん方個々の考え方をお聞きしたのは、それぞれの委員さんがどのようなお考えを持っているのかを自分なりに整理したいと思って、させていただきましたが、今の御発言にとらわれず、一応金額を見るに当たって、これから審議していただきたいと思います。それで使用側の委員さんに、これはもう私のお願いですけれども、確かに具体的な金額の根拠の提示がなされていないですね。事務局も数度にわたって本省に対して聞いていただいています。もし出なければ審議しないということになってしまうと、もうこれで終わってしまうので、そういうわけにはいきませんので、それは要望とか何かを条件に、審議に入っていただきたいと思っています。

中賃の小委員会報告の書き方、誰が作っているのか、公益見解のところも誰が作っているか分からないですけれども、「斟酌した」とか、「注意深く見た」というのは、これは行政に携わっている方もここにいらっしやいますけれども、昔の機関委任事務的な、国の言うことを地方自治体が聞けというような思考と似ていますね。だけど、今はそういう時代ではないです。説明責任とか透明性が要求されるので、地賃がそういうベースで審議するに当たっては、必ず根拠、誰が見ても明確なところまで、こういう劇的なときについては、誰が見てもこういうところは説明すべきだと。本当は毎年やっていただくことにしたことはないですけれども、とはしています。

ですから、使用側の委員さんには大変申し訳ないですけれども、事務局も何もしていないわけではないので、今年については28円ということ、細部までなぜこうなったかというのを棚上げにさせていただいて、その要望に代えることで、もう審議に入っていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も伺いましたので、具体的な審議に入ります。それぞれ御発言していただいたところで、確認したいとか、何か御意見があれば、手を挙げておっしゃっていただきたいんですけれども、この発言はよく分からなかったとかでも結構です。

柿沼委員さん、お願いします。

柿沼委員

審議ではないですけれども、我々として、この目安をどのように解釈するのかをお伝えさせていただければと思います。まず、今回の目安の答申については、政策的要素が強くて、非常に残念に感じました。本来であれば中賃についても、公労使の3者がしっかりと、それぞれ今捉えている数字、実態とかの議論を交わして、今の実態に一番即した金額、目安を導き出すのが本来の最賃、特に埼玉はそういったことをこれまでやってきたからこそ、なおさら非常に残念だったと思っています。

それができれば、今回のような、使用者の皆さんが受け止めたようなことにはならず、皆さんが尊重して目安の審議ができるという状況だったのかというのが、まず入り口で感じたところです。ただ、そこだけで突っぱねるのではなく、自分なりに7つの項目を見た中で感じているところでいきますと、①の引き続き賃上げが続いているというところ。この下に、昨年は最低賃金の引上げの目安を示せず、その引上げが0.1%になったという部分については、我々としては、本来この審議会というのは、あくまでこの1年間の実態値を捉えて議論するものに対して、少なくとも中賃の皆さんも、昨年を目安を示さなかったことは非常に課題があると捉えていて、中賃の中でそこも踏まえた、先ほど土屋委員がおっしゃっていただいたような、昨年の引上げと今年の引上げを合算して議論ができるように、ここの部分は言っているのかと捉えております。

それと、経営者の皆さんは日々、企業の存続、雇用の維持に対して御努力をいただいていると我々は捉えておりますし、そこには非常に感謝しております。ただ、佐野部会長の御意見と違う部分もあるかと思うのですが、昨年と今年についてはそれまでの状況と大きく環境が違って、それは新型コロナウイルスであります。緊急事態でありますので、確かに賃上げの上げ額でいくと、雇調金とか各種支援の部分が含まれているものでありますが、新型コロナウイルスで経営が厳しくなっているところに対しては少なからず、今日、労働局からも配られている業務改善助成金とか雇調金とか、埼玉県の中でも飲食店に対する協力金、また各市町村も、私が調べた中でいくと、これまでに109ぐらいですか、様々な支援を行っている。そういった事業継続に対して、政府・行政が支援しているところからすれば、最低賃金の引上げでの経営難と、新型コロナウイルスでの経営難は、ある程度切り離して考える必要もあるのではないかと感じております。

そういったいろいろ書かれている、本来であれば書かれた文字を捉えて話をしていくべきですけれども、今年の状況については、ここに書かれた裏側をある程度読み取っていく必要があるかと考えておりま

す。そういったことから、今回、目安を尊重すると昨日から伝えていますが、単に28円で、佐野部会長がやったという発言をしましたが、という捉え方をしているわけではなくて、本当にこの28円が妥当なのか、そうした中賃の目安の裏側をいろいろ読み取った上で、目安を尊重すると考えました。

それと、もう一つ加えるとすれば、目安を尊重しなかったときには、ここにいる皆さんで中賃がやったような金額議論、ゼロからどの指標を使って検討していくのか、時間的なものを考えれば、1か月、2か月かかるのか、相当議論の時間もかかると思います。私の中ではそういったことも加味した上で、この目安を尊重して、埼玉県の今年の最低賃金の引上げにつなげていきたいと考えております。以上です。

佐野部会長                    ありがとうございます。今の御意見に対して何かございますか。  
                                  廣澤委員さん、お願いします。

廣澤委員                    私も今回の最賃に至るまでのイメージとしては、最低賃金は28円という大きな数字ではなくて、当然上がるんですが、もうちょっと低めで、特定最賃は製造業を中心にかなりいい数字が出ているので、きちんと上げていこうという方針で、組合の皆さんとお話合いができたらと正直思っていました。

                                  したがって、28円の金額が出たときには、ある意味無力感に包まれたところがありました。何か全然訳の分からないところで決まってしまう。ただし、そうばかりも言っていられないという想定で言うと、それぞれ経済団体が背負うものがいろいろあるので、K字型の低い方の業種、特に宿泊、飲食、苦しんでいるところ、そういうところが先ほどの助成金も含めて、今、ルールを破っているようなところが出ている現実も踏まえると、そこに対する政府の支援が果たして十分なのだろうか。

                                  もっと言いますと、我々国民に対して政府のメッセージが伝わらなくなっているような状況も鑑みまして、一方的に28円という数字を突きつけるだけの状況があるような感じがしております。政府にちゃんとした支援策をもっと出してほしいと。雇調金も助成金もあるのですが、それで本当に大丈夫でしょうか。もし雇用に大きな影響が出たときには、どなたが責任を取るところまで考えているのでしょうかと申し上げたいと思っております。

佐野部会長                    ありがとうございます。私もそのとおりだと思います。  
                                  柿沼委員さんのところと違っているのはあれだけでも、結局、景気がよくなっているところと、先ほど廣澤委員さんから二極化してい

て、二極化したら悪いほうが最低賃金に携わっている人が圧倒的に多いという、その問題が一番出てしまっているわけです。何度も言いましたけれども、政府もその辺の支援は不十分かもしれませんがやっていたり、全産業も条件に合えば、お金の面でできるだけ都合をつけていると。これは石井さんのほうが私より実態をよくお分かりだと思うのですが、そういうので息ついているところで、望むのは、政府が28円を吸収するだけの支援をしてあげないと、全額じゃないですよ、多分、吸収できない企業が出てくるのかと私は危惧していたんです。自分では今年は、何度も言うようだけれども、去年も10円ぐらい上げるべきだったと思って、今年も、去年の審議でいくと来年は厳しいよねと委員の皆さんが言っていたから、恐らく10円ぐらいだろうと思っていました。それでも経営者は結構きついかと思って、確かに2年でいくと3%というところになるかもしれませんが、全体的に前の3%を上げる環境にはないと。それを思った中での3%だと。ずばり言ったら、理由はいろいろと新聞が書いてあるとおりで。報道にあるとおりの理由が一番大きいと思うんです。そうして決まってきたところがあるので、恐らくこういう注文がなかったらもうちょっと違う金額になったのかと。ただ、私はもし2年間ゼロ回答だったら、それこそ中賃の鼎の軽重を問われるので、それはないとは思っていたんですけれども、確かに自分としても、28円は大丈夫かなと思っています。

ただ、共通することは早く1,000円、できるだけ経済実態が合うのだったら早めにやっていただきたいと思っていますし、それから、私はこの審議会に入って感じたことではなくて、立場はどこの国においても使用側のほうが強いです。労側の立場って認めてもらうから立場が弱いので、そういう意味では国の指針で、こういう音頭取り、上げていくというのは国の役割として必要だとは思っています。だから国はやったけれども、ただ、皆さん、今年は行き過ぎだよねというのが共通なところではないかと思って、逆に去年は国が何かしらの形でメッセージを出してもらったほうがよかったのかと思っているんです。

結局、もし私が中賃で公益代表だったら、相当腹をくくって、多分、5円とか10円を出さざるを得なかったかと思っていますし、逆に今年は、去年のことを考えるからそんなに高くは上げられないよねという意思決定をしたのかと思うんです。中賃の委員としては、いろいろ国の意図とか、経済実態を考えると、どっちかというところのほうを取って決めたのかと思っています。

廣澤委員

ということで、今申し上げたことを附言というんですか、それに入れ込んでいただきたいと思います。

佐野部会長　　そうですね。だから反対意見があったということですよ。それはそうだと思います。だから今年は答申に、別紙を作って、全会一致だったけれども、こういう議論がなされて、要望はこういうことだと明記していただきたいと思っているんです。議事録だけじゃなくて。その辺どうですか、いいですか。

労働基準部長　　結構です。特に部会報告におきましては、答申とは全く別ですので、ボリュームはどれぐらいあっても全く問題はございません。

佐野部会長　　部会報告では率直なところで、労側の方も納得してほしいんです。そうでなかったら、正直言って、私も立場を変えて使側の委員だったら、多分納得しないですね。公益の立場だから、本当はこんな発言をしてはいけないのかもしれませんが、公益で大事なものは、そのときの情勢を考えて、どちらの判断を優先するかが問われるわけで、いつもニュートラルというわけにはいかないで、自分の考えもありますけれども、正直言って、去年は労側を優先しなければいけないのではないかと思っていました。今年は全く逆になってしまったので。

結論的には中賃の金額を尊重していただきたいというのはあるのですが、使用側を代表する委員さんの立場でいくと、廣澤委員さんのおっしゃることはもっともだと思っています。だからこそ反対の意見も含めて、激烈な意見を交わしていただいて、願わくば金額の考え方とか、政策的に考えていただきたいということ、先ほどの手厚くもうちよっとやってくれよとかを含めて、使用側の方と労側の方は私よりも現場に近いものですから、よく分かると思いますので、その辺を具体的に挙げていただけたらと思っています。

もちろん個々に箇条書にするわけにはいかないで、ある程度サマリーを要約するような形で、事務局のお知恵を借りて出さざるを得ないかと思うのですが、その辺はよろしく願いいたします。どうぞ。

オブザーバー須藤　　いろいろ意見が出ているところですが、私個人の意見といたしましては、時間もないのは事実ですけども、可能な限り客観的な指標とデータに基づいて、ぎりぎりまで議論はすべきだと思っております。その中で特にさっき雇調金の話等も出ておりますけれども、雇調金とか今までの各種制度は、去年よりも下がった所得をそこまで上げる部分であって、プラスではないんです。その部分で追加に上がる最低賃金の分を見ろというのはまず理論的におかしい。今後、上げた部分を全部雇調金で埋めるというのは、制度的に雇調金の話とは違うということで、観光、宿泊とか飲食、こういう弱いところの、本当にK字の下がったところの支払い能力をデータ上きちんと分析して、可能であるかどうかはぜひとも議論してもらいたいと思います。

佐野部会長 個人の考え方として承りました。それを採用するかどうかは別途考えさせていただきます。

オブザーバー須藤 はい。ありがとうございます。

佐野部会長 ほかに何か御意見はございますか。柿沼委員さん。

柿沼委員 事務局にもう一度、本省に確認していただきたいものがあるのですが、今回の目安の③に書いてある、感染症の影響を受けた企業に対しての支援策、何かいろいろ方針が決まっていると書いてあるので、具体的にどういった支援策があるのか。先ほど廣澤委員がおっしゃっていたように、そこにしっかりと支援策が入っているのであれば、また使用者側の皆さんの受け止めも変わると思いますし、ここに書いてあるのでいきますと、感染症の影響を受けて厳しい業績の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であることを政府が出しているということなので、ここの内容を確認していただければと思います。次回の審議会の中でも構いません。

賃金室長 はい。

労働基準部長 承知いたしました。

佐野部会長 あと、何かこういうのはもうちょっと知りたいとかございますか。近藤さん、お願いします。

オブザーバー近藤 この後の特定の審議にも関わるかと思ひまして、相談というか、発言をさせていただきたいのですが、各種データについて、政府の施策が載っているのは確かに間違いないことだと理解しておりますが、例えば雇調金であれば、ポイントとしてはコロナを一時的なものとするか、今後とも継続的に影響を残すものかというふうに、どう捉えるかによるかと思うんです。一時的に見るのであれば、本来コロナがなければ、営業の成績というのはもっとよかったはずですが、コロナで営業機会が損失されて減った分、減ったからそれを全額じゃなくて、多少補填するような形で雇調金が出ているように認識していますので、コロナを一時的なものとして捉えるのであれば、本来はもっといい成績だったと捉えることができるのかとまず思っています。

そういった意味で、上乘せしているからこの数字を使えないよねというのはおっしゃるとおりで、例えば物価で言うと、GoTo キャンペー

ンとかは間違いなく安いほうに動いていましたので、そういった指数によって、政府の指標を意識しないといけないところ、意識しなくてもいいところというのに実は結構違いがあるのではないかと実は思っています。それを踏まえながら、今後、論議していければいいと思っております。ただ1個1個、各委員で想像するのも難しく、例えばできれば中賃のほうで、政府支援策についての論議があったかどうかを確認していただくとか、あとは何となく共通認識としてそういった前提を、各特定産別の論議の中でもいいかと思うのですが、それぞれ認識を合わせてから、今回、お話ができるといいなと思ひまして、発言させていただきました。

もし中賃のほうで確認していただいて、そういった論議があって、何か出せるものがあるのでしたら、ぜひ共有をお願いしたいと思っております。

佐野部会長

それについては、お願いいたします。

ただ、理由の2でいくと、一過性、ワクチンがあると何とかなるんじゃないかという見方をしていますね。でも、誰にも分からないです。逆に去年はコロナがあったから悲観的になってしまっただけで、私が一番残念に思うのは、ある意味、従来の3%での議論が出てこないのは、過去の、先ほど土屋委員さんがおっしゃったことをベースにして言うと、労使ともに審議して、それでも決着に行かないから、この形で出したのかと思うのですが、過去における3%のときだとかなり政策的な意向が強くて、特に今年になると、多分、誰でも思っているんですけども、この数字自体が異常数字なものだから、これを前提要件としていいのかどうか。都合が悪い人は、これはそういう問題あるよなど、逆に都合よく考える人は、もう出ているからいいんじゃないかと思うので、確かに数字の扱いは非常に微妙です。

最低賃金については、法律改正でもない限り、ずっと審議の場が続くので、1年だけの問題ではないんです。だからこそ審議を大事にしていていただきたいと思ひます。須藤さんがおっしゃるのも、時間に関係なく考えたほうがいいのではないかと。正直言えば、それはごもつともな話です。中賃という金額が出されているから、逆にこれができないんです。難しいのは、中賃の考え方が、ある程度のタームでこれぐらいの間の金額枠内で決めてくださいというぐらいなのか、四表とかこういう資料があるから、これを個別に審議して決めてくださいというのだったらいいですけれども、残念ながら、今のこのやり方は上乘せはいいかもしれないけれども、多分、現実には下回ることは許されないような感じになっていると思ひます。参酌してくださいと、注意深く見ていると。注意深く見るなんていうのは普通なら書かないですよ。参酌したぐらいですよ。

本当を言ってしまいますと、地賃の審議会の独立性はどうかという話にもなってしまうんです。だけど、制度的に今までは中賃の金額も、労使ともそれぞれ納得いかないところもあったけれども、時間もかかるし、具体的な算定指針も見いだせない中では、中賃の金額は一つのよりどころだという話で、過去に私も属していた最初の頃の審議会でも、何で目安金額を出しているのか、根拠が分からないと。だから、須藤委員さんがおっしゃるのは、そのとおりです。ただ、現実的にできるかどうかはまた別です。

ですから、この間申し上げましたけれども、特定最賃については具体的な金額提示からスタートするというのがパターンですが、今年に限っては金額を受け入れるか、受け入れないかというのも確かにあるかもしれませんが、受けざるを得ないというのが本音なんです。だからこそ受けるに当たっても、素直に受けたくないよと言ってほしいというのと、そのための要望とか何かあれば、本当に先ほど部長におっしゃっていただきましたけれども、部会ですから、何でも好きなことを言っていただきたいと思っています。

私の考えでもって皆さんの合意がすぐには得られないかもしれないけれども、現実的に考えるとそういう議論をせざるを得ないかという感じです。確かに去年と今年について、柿沼委員さんが合わせたいとおっしゃっていて、でも普通の世界だったら、去年は去年、今年今年なんです。本当の議論が生きますよね。だから、去年は経済状況が良かったのだったら、ある程度上げるべきだったというのは今でも思っています。生意気に言うのですが、去年の2円だって自分では残念だったんです。なかなか難しいとは思ったけれども、せめて5円ぐらい上げたかった。だけどAランクで埼玉県は4番目ですけども、上位は上げていなかったじゃないですか。同じように非常事態宣言の中で。そういう意味では、公労使を代表する皆さんは非常に本音で議論し、去年は2円になったのかと。だから、この公益委員見解のところで私がふざけるなと思ったことを言ったんです。昨年度は、引上げの目安を示せず最低賃金の引上率が0.1%になった、ふざけたことを言っているんじゃないよ、見解を示さなかったから0.1%になったんじゃないかとね。示されなかったけれども、地賃の皆さんの努力で0.1%になったというのが本当は正しい文章なのに、本音から言って、おかしいのではないかと思って読ませていただいたんです。

去年もここに出席されていた方がいらっしゃいますが、相当真摯な意見交換をしましたよね。たかが2円、されど2円、非常に大きな2円だったので、私はそういうことを考えています。中賃批判になってしまうかも知れませんが、去年も本当に責任を果たしたのかと。逆に今年も本当に議論のところで責任を果たしたのかと思うのです。だから自分でも、もう無視してしまおうかと考えたこともあります。も

う半額でもいいんじゃないかと、私はそれくらいが御の字だと思っていました。でも、そうはいかないというのが現実なので、また東京都との差が生じてしまうので、それはあってはいけないことだと思っています。東京都との地域間格差のことを考えると、単なる労働者の賃金の問題だけではなくて、このような金額だから言わないですけれども、例えば10円だったら今年も1円高の11円にしましょうよとか、そういう議論をお願いしたかもしれません。今年はとてもしゃないけれども上乗せを切り出せないのです。埼玉県としてはいろいろな状況があるけれども、機会があったら1円ずつでも縮めていくのがいいかと思っています。そういう意味では東京都で決まったことを、必ずしも白丸ではなかったというのがありますけれども、重く受け止めていただいて、使用側の方には申し訳ないですが、それで御判断していただきたいと思っています。

事務局に「他局はどうですか」と聞いたら、多分、日程的に埼玉県と違わないのではないかという話でした。なかなか他局の状況はそんなには取れないので、今、唯一取れているのは東京都だけでございます。

時間があれば、反対意見のほかに、使用者側の方々には、自分たちはこういうことを考えてもらわなければとても納得できないよということをぜひ言っていただきたいと思っています。最後はそれをまとめて、部会の中に追加的な文章を入れたいと考えています。

皆さん、そんなことでどうですか。廣澤委員さん、よろしいですか。

廣澤委員           はい。

佐野部会長           これは私を含め、全員でやります。嶋田委員さん、そういうことでよろしいですか。

嶋田委員           はい。

佐野部会長           山崎委員さんもよろしいですか。

山崎委員           はい。

佐野部会長           石井さんもよろしいですか。

オブザーバー石井   (首肯)

佐野部会長           須藤さんもよろしいですか。

オブザーバー須藤 (首肯)

佐野部会長 並木さんもよろしいですか。

オブザーバー並木 はい。

佐野部会長 二階堂委員さん、よろしいですか。

二階堂委員 (首肯)

佐野部会長 柿沼委員さん、よろしいですか。

柿沼委員 はい。

佐野部会長 内川委員さんもよろしいですか。

内川委員 はい。

佐野部会長 菊地さん、よろしいですか。

オブザーバー菊地 はい。

佐野部会長 近藤さん、よろしいですか。

オブザーバー近藤 (首肯)

佐野部会長 松村さん、よろしいでしょうか。

オブザーバー松村 はい。

佐野部会長 公益で、土屋委員さん、よろしいですか。

土屋委員 (首肯)

佐野部会長 満木委員さんもよろしいですか。

満木委員 (首肯)

佐野部会長 鈴木さんもよろしいでしょうか。

オブザーバー鈴木（首肯）

佐野部会長

全員個別に確認させていただきました。

中賃の金額を尊重しながら、次回以降、審議に入らせていただいて、公労使を問わず、これは中賃がおかしかったのではないかとか、これは受けられないとかいうのも、率直な意見として部会報告の中で最終のまとめのところに入れさせていただきたいと思っております。答申にあたっては事務局のお考えを拝借しながら、答申文をまとめていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

今日は大体、もう5時に近づいていますので閉会にしたいと思っておりますが、まだ時間がありますので、最後に何か御発言がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

ないようでしたら次回の開催ですが、8月2日月曜日、午前9時半から第3回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。なお、次回の専門部会は専門部会運営規程第7条1項ただし書、及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当しますので、公開については今回と同様に扱います。

これで本日の部会は閉会といたします。皆様、ありがとうございました。

— 了 —